

調査の概要

この調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計として、文部科学省所管のもとに昭和23年以降統計法施行令（平成20年政令第334号）および学校基本調査規則（昭和27年文部省令第4号）により毎年実施されているもので、令和元年度の調査概要は、次のとおりである。

1 調査目的

学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査範囲

県内のすべての小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、専修学校、各種学校、学校通信教育および不就学学齢児童・生徒について調査する。

3 調査の種類、調査事項

| 調査の種類 | 主要調査事項 | 申告者等 |
|--------------|--|--------------------|
| 学校調査 | 学校数、学級数、在学者数、教職員数、入学者数、卒業者数 | 学校の長 |
| 学校通信教育調査 | 学校数、生徒数、教職員数 | 〃 |
| 不就学学齢児童・生徒調査 | 就学免除者および就学猶予者の状況、居所不明および死亡した学齢児童・生徒数 | 市町教育委員会 |
| 学校施設調査 | 学校の土地および建物の用途別面積 | 公立学校の長 私立学校の設置者 |
| 卒業後の状況調査 | 平成31年3月に中学校、義務教育学校、高等学校ならびに特別支援学校の中学校部および高等部を卒業した者の卒業後の状況（年度途中（平成30年4月1日～平成31年3月31日）に卒業を認められたものも含む。） | 学校の長 |

4 調査の期日 令和元年5月1日

5 調査の方法

県内の市町立学校および私立学校（高等学校を除く。）ならびに市町教育委員会に対し、市町長を経由して調査票を配布、収集して調査を実施する。

県立学校・私立高等学校については、直接調査票を配布して調査を実施する。

国立学校については、当該校長から文部科学大臣に提出された調査票による。

なお、9割以上の学校は、インターネットを利用して、「オンライン調査システム」により調査票を提出している。

6 調査の公表

文部科学省は、全国分を集計のうえ報告書として公表し、本県においては、本県分の集計結果を「学校基本調査報告書」として公表する。

7 その他

(1) この報告書に掲載された数値等を他に転載する場合には、「福井県地域戦略部統計情報課調べ、令和元年度学校基本調査報告書による」旨明記すること。

(2) この報告書についての照会等は、福井県地域戦略部統計情報課 人口統計グループまで

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

Tel.0776-20-0273(ダイヤルイ) または 0776-21-1111(代表) 内線2376

8 利用上の注意

(1) 表中に使用した符号「—」は、該当のないものである。

(2) 構成比は、個々の数値ごとに小数点以下第2位を四捨五入したため、内訳と総数が一致しない場合がある。
また、構成比の「0.0」は表章単位に満たないことを示す。

(3) 市町別統計表中、国立の義務教育学校および幼稚園（いずれも福井市に各1校所在）と私立の小学校（勝山市に1校所在）、中学校（福井市に2校所在、敦賀市、勝山市に1校所在）については、福井市、敦賀市、勝山市に含まれていない。